

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回）
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立

幼児教育の段階的無償化の取組み

| 各年度予算措置 | 負担軽減の内容 |
|---|--|
| 平成26年度予算 公費：312億円 (国：104億円、 地方：208億円) | 幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃 |
| 平成27年度予算 公費：189億円 (国：60億円、 地方：129億円) | 幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ |
| 平成28年度予算 公費：382億円 (国費：126億円、 地方：256億円) | 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償 |
| 平成29年度予算 公費：69億円 (国費：24億円、 地方：45億円) | 市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減 |
| 平成30年度予算 公費：56億円 (国費：21億円、 地方：35億円) | 幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減 |

(参考)平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 地方交付税措置

特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

国が定める利用者負担の上限額基準(国庫・都道府県負担金の精算基準。給付単価を限度とする。)

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

保育認定の子ども
(2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

| 階層区分 | 利用者負担 | 階層区分 | 利用者負担 | | 利用者負担 | |
|---|---------------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 生活保護世帯 | 0円 | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含 む) (～約270万円) | 3,000円 (0円) | 市町村民税 非課税世帯 (～約260万円) | 6,000円 (0円) | 6,000円 (0円) | 9,000 円 (0円) | 9,000円 (0円) |
| 市町村民税 所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円) | 10,100円 (3,000円) | 所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円) | 16,500円 (6,000円) | 16,300円 (6,000円) | 19,500円 (9,000円) | 19,300円 (9,000円) |
| 市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円) | | 所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (～約360万円) | 27,000円 (6,000円) | 26,600円 (6,000円) | 30,000円 (9,000円) | 29,600円 (9,000円) |
| 市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円) | 20,500円 | 97,000円未満 (～約470万円) | 27,000円 | 26,600円 | 30,000円 | 29,600円 |
| 市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～) | | 所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円) | 41,500円 | 40,900円 | 44,500円 | 43,900円 |
| 市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～) | 25,700円 | 所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円) | 58,000円 | 57,100円 | 61,000円 | 60,100円 |
| | | 所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円) | 77,000円 | 75,800円 | 80,000円 | 78,800円 |
| | | 所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～) | 101,000円 | 99,400円 | 104,000円 | 102,400円 |

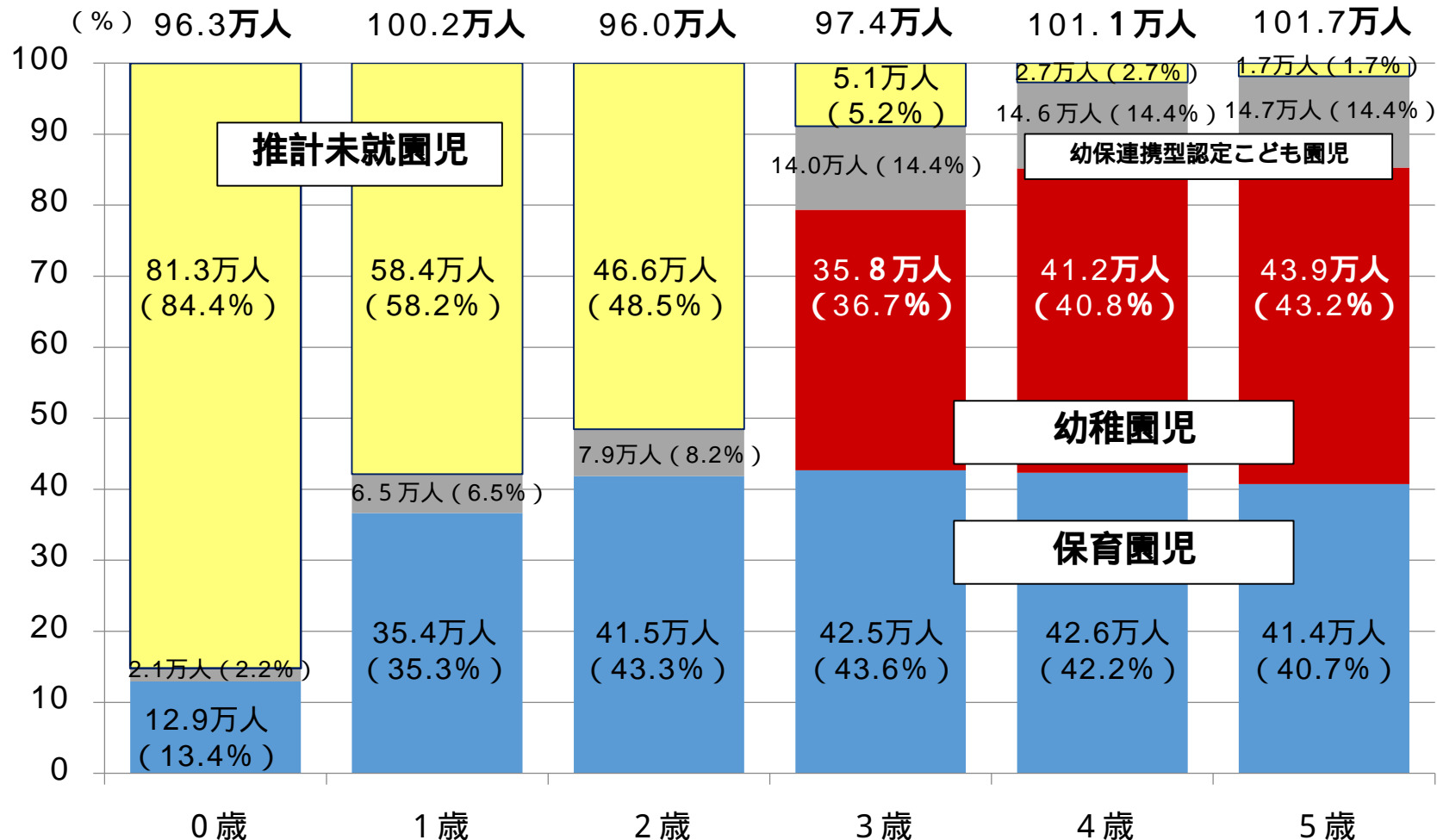
多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校3年生以下)

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校就学前)

- []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
- 給付単価を限度とする。2号認定の第6～8階層等。
- 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）

該当年齢人口



該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

幼稚園の数値は平成30年度「学校基本調査」（確定値、平成30年5月1日現在）より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したものの。

「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

1. 総論

「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
幼児教育の無償化の趣旨 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化

開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化

各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象

保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。
3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）

預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、 認可施設への移行支援、 ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
- ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
- ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保

負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担

事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置

システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

2019年10月1日

6. その他

国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討

支払方法：新制度の対象施設 ... 現物給付を原則。未移行幼稚園 ... 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 ... 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないう、周知徹底